

# 特別用途地区について



特別用途地区は、用途地域内において、建築物の用途や規模を定めることで、用途地域の指定を補完する制度です。富士市では、「特別業務地区」と「特定規模集客施設制限地区」の2種類の特別用途地区を指定しています。



## 特定規模集客施設制限地区



### 目的

富士市では、集客施設の床面積の最高限度を地域の状況に応じて定め、周辺環境に適さない規模が大きすぎる集客施設の分散立地を抑制することで、良好な居住環境や生活利便性の維持・保全を図っています。

### 対象区域と制限の内容

(富士市建築条例により建築が制限されます。)

種類	集客施設の床面積の最高限度	対象となる用途地域
特定規模集客施設制限地区 (第一種)	5,000m <sup>2</sup>	第二種住居地域
特定規模集客施設制限地区 (第二種)	3,000m <sup>2</sup>	準工業地域(※) 工業地域

※第二東名インターチェンジ周辺地区の一部は、この制限とは別に、地区計画により集客施設の床面積の最高限度が定められていますので御留意ください。

### 対象となる集客施設及びその床面積とは

- 第二種住居地域、準工業地域、工業地域内における店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第130条の8の2で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計(自動車庫の用途に供する部分を除く。)
- 準工業地域内における、劇場、映画館、演芸場、観覧場の客席部分の床面積の合計(第二種住居地域、工業地域では、建築自体が規制されています。)